

# 第8回外国弁護士制度研究会 議事録

第1 日 時 平成20年12月2日（火） 自 午後3時00分  
至 午後5時00分

第2 場 所 東京高等検察庁会議室（17階）

## 議 事

伊藤座長 本日は御多忙のところ御出席いただきましてありがとうございます。

所定の時刻でございますので、これから第8回外国弁護士制度研究会を開会させていただきます。

それでは、配布資料の確認を渡邊幹事からお願いいたします。

渡邊幹事 本日は、配布資料が7点、参考資料が1点ございます。

まず配布資料ですが、資料16-1は前回資料15-1としてお配りしたものと同じものでございまして、「外国法事務弁護士が社員となり、外国法に関する法律事務のみを取扱い業務とする法人制度の在り方について～論点整理とその考え方～」と題するものでございます。

資料16-2は、「論点1：法人の業務範囲の在り方（1）」と題するものでございます。

資料16-3は、「論点3：法人の業務執行権の在り方～論点1において限定説を採用した場合の考え方～」と題するものでございます。

資料16-4は、「論点3：法人の業務執行権の在り方～論点1において非限定説を採用した場合の考え方～」と題するものでございます。

資料16-5は、「論点5：法人の事務所に対する規制の在り方（1）～論点1において限定説を採用した場合の考え方～」と題するものでございます。

資料16-6は、「論点5：法人の事務所に対する規制の在り方（1）～論点1において非限定説を採用した場合の考え方～」と題するものでございます。

資料16-7は、前回資料15-4としてお配りしたものと同じものでございまして、外国法事務弁護士の懲戒制度と弁護士法人のそれとを比較対照したものでございます。

また、参考資料は、前回参考資料としてお配りしたものと同じものでございまして、資料16-1に関する主要な論点間の関係を整理したものでございます。

配布資料等は以上でございます。

伊藤座長 ありがとうございます。

それでは、前回の研究会におきまして、外国法事務弁護士が社員となり、外国法に関する法律事務のみを取扱い業務とする法人制度の在り方に係る論点のうち、特に前半の部分、制度の言わば核となる論点1、3についてさらに議論を進め、共通の認識ができるようにしたいということで委員の皆様の御了解をいただきました。

前回、幹事から説明をいただいたところではありますけれども、もう一度かいつまんで説明をお願いしたいと存じます。

渡邊幹事 それでは、論点1についてもう一度簡単に御説明させていただきます。

論点1は法人の業務範囲の在り方ということでございますが、資料16-2を御覧下さい。

ここでは、社員1と2、二人いる法人を想定しておりますが、この社員の原資格国法又は指定法、この図でいきますと、A国法案件、B国法案件、C国法案件、これらの案件については、法人の業務範囲に含まれるものとしてその取扱いを認めるということで両説に違いはございません。ここでの問題点は、それ以外のD国法案件について、これを法人の業務範囲に含まれるものとしてその取扱いを許容するかどうかということでございます。限定説の考え方は、社員1、2の原資格国法又は指定法以外の法であるD国法案件について

は、これらの社員に業務を遂行させたとしてもその法人業務の適正な遂行が確保されないということから、その取扱いを禁止するという考え方でございます。

他方、非限定説は、確かにD国法は社員1、2の原資格国法又は指定法ではないけれども、この方々が個人である場合については、書面による助言を受けてするときはD国法案件についても取り扱うことができた。その考え方を踏まえまして、法人になった場合も、D国法案件については、法人業務の適正な遂行を確保するための措置を講ずることを前提としてその取扱いを許容すると、そういう考え方でございます。

以上でございます。

伊藤座長 それでは、ただいまの説明に基づきまして、この論点1について委員の皆様から御質問あるいは御意見をお願いしたいと存じます。

どなたからでもどうぞ御発言ください。

どうぞ、牛島委員。

牛島委員 今回の資料16-2についてなのですが、これは後ほど出てくる論点でもあると存じますので、そのときにせよということであればそのように御指示下さい。

私の質問は、法人の業務範囲の在り方という論点1においては、社員1と社員2という二人の社員、つまり原資格国法等を異にする社員二人というものを設定する必然性はないのではないかということです。むしろ分かりやすさの観点からいえば、例えば社員1の方だけをとらえて、そして社員1の方について一人法人になるのか、あるいは社員1の方と同じような、1'、2'という同じ原資格国法の方の法人という設定になるのか、それはどちらにしても、その方について限定すべきかどうかというふうにしたほうが簡単に分かりやすいのではないかなという気がしますが、そういう理解でも良いのでしょうか。つまり1、2を並べないと論点1が浮き彫りにならないということではなくて、むしろより複雑になるのではないかという質問なのですが。

伊藤座長 分りました。

渡邊幹事 それは確かにおっしゃるとおりではございます。前回、一人の外国法事務弁護士が法人を設立した場合と二人の外国法事務弁護士が法人を設立した場合ということで、二通りの資料を配布して御説明させていただきました。今回は、後ほど御議論いただく予定の論点3において、複数の社員がいる場合にどの社員に業務執行権限を付与するかという問題があるものですから、その際の見やすさの観点から今回はこういう資料としてまとめさせていただいたということでございます。

牛島委員 分りました。

出井幹事 前回資料の15-2で、個人の場合と法人の場合、社員一人の場合を比較したもので前回渡邊幹事から説明があったところです。

伊藤座長 牛島委員、よろしゅうございますか。

本質的には御指摘のとおりですが、資料の見やすさといいますか、相互の関連ということでこういう説例にしてあるということですが、本質的に考えるべき問題は特別な、1、2ということによって変わるものではないということだと思います。

牛島委員 渡邊幹事の御説明をいただいて明快だと存じますので、ありがとうございます。すみません。

伊藤座長 どうぞ御自由に御発言ください。

どうぞ、下條委員。

下條委員 私はなるべく色々な制限がないほうが良いと思いますので、当然非限定説のほうが良いのではないかと考えております。

それで一つ質問ですが、このA国法案件のところをずっと右にたどっていきますと、社員2のところは空白になっていますけれども、社員2のところはD国法案件と同じ取扱いになるのではなかろうかと思っております。そして、C国法案件も社員1についてはD国法案件と同じ取扱いになるのではなかろうかと、そのように思います。

渡邊幹事 これも私のほうの説明が足りなかったのかもしれませんが、ここでの大きな問題点は、法人がD国法案件を取り扱うことを許容するかどうか、これが大きな問題点でございますので、ここにフォーカスした図にしております。このA国法案件、B国法案件、C国法案件、それぞれの案件についてなぜこれに丸が付いたり丸が付いていなかったりするかといいますと、こういった社員がいらっしゃるの、少なくともこれらの案件については法人業務として許容しても、その適正な遂行が確保されるから特段の問題はないのではないかとということで、見やすさの観点からこういった記載をさせていただいているところでございます。

伊藤座長 これも、しかし、論理的に言えば下條委員の御指摘のとおりということですね。

ほかにいかがでしょうか。

ただいま下條委員からは、考え方としては非限定説で良いのではないかとというような御発言がございましたが、他の委員の方はいかがでしょうか。

どうぞ。

出井幹事 前回、主として牛島委員だったと思いますが、この非限定説に立った場合の問題点について幾つか御指摘があったと思います。それについて幹事のほうでも幾つかお答えしたのですが、必ずしも十分ではなかったところもあって、今日せっかくもう一回機会を作っていただきましたので、牛島委員からその問題点についてもう一度まとめて御指摘をいただければと思います。それに基づいて御議論いただければと思います。

伊藤座長 牛島委員、よろしいですか、もう一度お願いするようなことで恐縮ですが。

牛島委員 とんでもない。恐れ入ります。

私が前回あるいは御説明いただいたことであるにもかかわらず、理解しないままにその無理解を抱えているのではないかとこの心配をいたしながら、私なりの現時点での理解を申し上げる機会を与えるということで時間をいただけたので、この紙があるという前提で、お手元にA4縦長の1枚物で「法人の業務範囲・非限定説の問題点」、右上に2008年12月2日と書いてある書面、これに沿って、必ずしもこれは私が一人で書いたものではないのですが、およそ私の現時点での発想をまとめさせていただいているものでございますので、これに則って申し上げさせていただければと存じます。

読ませていただければと存じます。

非限定説：社員である個々の外国法事務弁護士の原資格国法又は指定法にかかわらず、外国法に関する法律事務全般を取扱い業務としたうえ、社員である外国法事務弁護士にとって第三国法に関する法律事務に相当する業務については、法人に対し、当該第三国法に関する知識・能力が制度的に担保された一定の者から書面による助言を受けることを義務付けるなどの措置を講じるべきであるとの考え方。

要するに第三国法に関する知識・能力を制度的に担保された一定の者、要するに外国の弁護士ですけれども、その書面による助言を受けることをどういうふうに位置付けるかという問題かと存じます。

私の問題点として書いてございますが、そもそも法人が法律事務を行う、こういうふうに書いてありますが、弁護士法の中の日本の弁護士法人についてそのように書いてありますが、法人が法律事務を行うということは、弁護士法人等の専門職法人におきましては実際には資格を有する弁護士等の個人が法人の業務の一環として弁護士業務等に従事するものであることが前提となる。ここの部分が私は弁護士法人ないし恐らくこれから作られるとすれば、作られるところの外国法事務弁護士法人でも同じようなことかと存じます。いわゆる法人として、特に日常的に弁護士法人等の専門職法人になじみがない場合における法人というのは株式会社だと存じます。株式会社と専門職法人が違うということが出発点だと私は思っております。それが何かと申しますと、専門職法人においては実際には資格を有する弁護士等の個人が法人の業務の一環として弁護士業務等に従事するものであることが前提となるからです。

分りやすく申しますと、もし株式会社を例にとりますと、株式会社では必ずしも一定の資格を持った者が株式会社の例えば営業部長として働く、従事するということが前提とされていない。そもそも資格ということがなかなか観念しにくいと存じますけれども、そういうものではないだろうというふうに思います。

しかし、弁護士法人においては、弁護士法人が雇った者が弁護士であろうと非弁護士であろうと、弁護士法人の業務として法律事務をするということは予定されておりません。そのようなものではない。これが後ほどあるいは本件での問題になるところの第三国法に関する知識・能力がだれによって受け止められる必要があるかという問題と直結してくる、このように理解しております。

結論を先取りいたしますと、専門職法人においては専門職法人でありますけれどもゆえに専門職法人の業務をやるとしても、これはその業務に従事するところの当該個人、もちろん自然人しかこの世には存在しないわけですから当該自然人、個人がそのような資格を持っている必要がある、こういう論法になるわけでございます。これは日本の弁護士法人についても当然のことであるとして理解されておりますし、また御存じの方がいらっしゃれば誠に僭越でありますけれども、税理士法人やあるいは監査法人等についても似たような規定がございます。

専門職法人においては、資格を有する個人が法人の業務を行うのだということが当然視されているということでございます。

したがって、問題点の3行目、後ろのほうに戻ります。

すなわち、当該個人による業務の執行が適法でなければならない、こういうところがございます。

次に参ります。

従って、第三国法について知識・能力のある社員がいないという点を補う措置として、その知識・能力が制度的に担保された者から書面による助言を受けるとは、実際に法律事務を遂行する資格のある個人が当該書面助言を受けて行う、その者が書面助言を理解してそれに基づいて法律事務を行うこととしなければならない。法人に対する書面助言というこ

とだけでは、そのような実効性の保障はない、この部分が私は一番重要なポイントだと思っております。

したがって、仮に非限定説を採るとした場合の条件、次のパラグラフでございますが、従って、非限定説を採る場合でも、

(1) 個人の外国法事務弁護士の場合の業務範囲は、原則として原資格国法及び指定法に関する法律事務であって、例外的に第三国法に関する法律事務についてその知識・能力が制度的に担保された者から書面による助言を受けて行うことができるとされているから、ちょっと長い言い方ですけども、要するに外国の弁護士の書面をもらえばやってもよい。こういうことですが、その趣旨が(1)の4行目、真中あたりからですが、法人の場合も上記の趣旨が明らかな規定にすることが前提になろう。これは先ほど来申しておりますように、弁護士法人の営業部長、あるいは法務部長という方は非弁護士でも弁護士でもよいかということそうはいかないのであって、弁護士でなければならないということでございます。それは外弁法人を仮に非限定説とする場合においては、当該業務に従事する外弁個人が、自然人である個人が書面を読んでいなければならない、受け取っていないといけないということを指しております。

戻ります。したがって(1)を最初からもう一度読ませてください。

個人の外国法事務弁護士の場合の業務範囲は、原則として原資格国法及び指定法に関する法律事務であって、例外的に第三国法に関する法律事務についてその知識・能力が制度的に担保された者から書面による助言を受けて行うことができるとされているから、法人の場合も上記の趣旨が明らかな規定にすることが前提となる。外国法に関する法律事務全般を無条件に取り扱うことができるかのような規定振りは避けなければならない。

これが外国法事務弁護士法人というものを作るとした場合に、気を付けなければならない点ではないかと思う部分であります。

(2) 外国法に関する書面助言については、実際に法律事務を遂行する個人である外国法事務弁護士が当該書面助言を受けて行うことが条文上も明確である必要がある。この点について単に法人が助言を受けるということでは、専門職法人において重要な部分であるところの、専門職法人において業務に従事する者は個人として資格を持っていないといけない。このコンテキストで置きかえますと、外国法事務弁護士法人、外弁法人というものを想定いたしました場合に、外弁法人において第三国法に従事するのは外弁でなければなりませんし、またその業務に従事する特定外国法ですか、その業務に従事する当該外弁個人が自然人として外国の弁護士からの書面による助言を受けていなければならない。これがなければ外国法事務弁護士法人というものが漠然と書面による助言を受けているということになってしまいかねないという趣旨で、その点について明快にする必要があるのではないかということをおっしゃっているということが私の意見でございます。

ありがとうございます。

伊藤座長 どうもありがとうございました。

前回はこの点に関して若干の議論をさせていただいたわけですが、今の牛島委員の御説明でよりお考えになっているところがはっきり明確になったかと思えます。

他の委員の方で今の点に関連して御発言がございますか。

どうぞ、佐瀬委員。

佐瀬委員 一点だけなのですけれども、例えばこれは資料で言うと16-2の場合の限定説と書いてあるところで良いのですけれども、このD国法案件を法人としてできる、限定説の場合ですけれども、法人としてできるようになるのか、それとも法人としてはできなくて個人としてできるようになるのか、その辺のお考えをちょっと、今の牛島先生の限定説の場合、どうお考えなのかだけを、その点を、結論をお聞きしたいのですけれども。

牛島委員 限定説とした場合には、これは定義必然的に限定説はそれをさせないということが限定説だと思いますので、できないということになるのだろうと思います。そういう意味では、限定説は個人としてできたことが法人としてはできないということになるのかという大きな弱点を抱えているということだと思います。

したがって、仮に非限定説を採るとしても、しかしだからといって専門職法人における特徴点というものを一緒に水に流してしまうわけにはいかない、こういう趣旨でございます。答えになっておりましたでしょうか。

伊藤座長 私の理解でも、牛島委員のおっしゃっている御趣旨は、非限定説というものを前提にした場合であってもこういう条件が満たされるような方向で考えるべき、そういう御趣旨ですかね。

牛島委員 座長のお言葉でございますが、すみません。そのとおりであります。条件が満たされる、あるいは担保措置があるということではなくて、むしろ私は専門職法人というのはそれが本質であるということ踏まえていない、例えばこれは私の考え過ぎかもしれませんが、日本の弁護士法人であれば、非弁護士の方を従業員として法務部長という名前を付ければ弁護士法人名で法律事務ができるのかと言えませんができないと、これは異論がないところだと思います。

それと同じように外国弁護士法人においても考えなければならないとすれば、外国弁護士法人においてD国法ですか、今の例で言えば、特定外国法をやる方というのはその方が個人として、自然人として書面による助言を受けていなければならないということになるのではないかとということで、条件というよりも本質であろうということです。

伊藤座長 御趣旨は、本来の日本の弁護士法人であれ、外国法事務弁護士の法人であれ、法人の業務遂行の言わば本質的な在り方としてそういう形に、今おっしゃったような形になるだろう、あるいはそうなるべきである、そういう御趣旨ですね。

牛島委員 恐れ入ります。そのとおりでございます。

伊藤座長 どうぞ、下條委員。

下條委員 今、牛島委員のほうから説明があったとおりでよいと思うのですけれども、ここで法人の業務範囲ということは、私の理解では、この法人、すなわち、純粋外弁法人の定款に書く目的の範囲ということだろうと思うのです。ですから、その目的の範囲には何の制限も加えない。要するに、ただ一般的に法律事務を行うということになるかと思うのですけれども、ただ目的の範囲としてそういうふうにあったとしても、現実に行為をするのは外国法事務弁護士ですので、社員である外国法事務弁護士は現行法と同じような制限を受ける、そういう理解でおりますけれども、そういうことでよろしいのでしょうか。

渡邊幹事 よろしいかと存じます。

伊藤座長 どうぞ、中川委員。

中川委員 前回からの御意見で牛島委員の本日の問題点についても非常にクリアにお話をいた

だいて、私自身も非常に納得をしているところであります。

問題意識としては、確かにおっしゃるとおり個人の外国法事務弁護士の業務範囲と基本的には同様な業務範囲ということを考えていくというところは、牛島委員のお考えも基本的には限定説は採られないという前提での御発言だろうというふうに理解はしております。

業務範囲としてどこまで含めるかという議論でありますれば、この論点1においてはそういう意味では限定説ではなくて非限定説でも良いのではないかと思います。ただ、その後の担保措置という言い方が良いのか、あるいは牛島委員のおっしゃるとおり、これを本質というふうに言うのか、とらえ方のちがいはあろうかと思いますが、もし牛島委員の御懸念が法制度の、最終的には条文上の作りのところでどういうふうを書くべきかというところの御発言であるとすれば、今回のこの研究会の場で条文上の作りの具体的なところまで議論をすることは、なかなか難しいのではないのかなという気も若干あります。

ただ、牛島委員の問題意識というのは非常に私も理解できますので、その制度趣旨といいますか、個人が無条件のように業務範囲が与えられているかのように誤解をされてしまうというところを非常に御懸念だということであれば、それを踏まえたような条文上の作りというのは恐らく可能ではないかなというふうに思うのですが、ただやはりこれは法務省として法案作成の責務を負っている者とするれば、最終的には法制局との相談ということもありますので、そのあたりがどういう作りになるかはちょっと見えない部分もあります。ただ御指摘のような非限定説を採るとしてもそのあたりを明確にしていきたいという御趣旨はよく理解できますので、研究会としては牛島委員の問題意識を反映したような構成も検討する価値はもちろんあると思います。そういう限りで、私も牛島委員の御意見には賛同いたします。

伊藤座長 どうぞ、下條委員。

下條委員 ちょっと先ほどの発言を訂正したいと思うのですが、やはり純粋外弁法人ですと日本法はできないわけなので、目的の範囲としては日本法を除くというのをやはり入れるべきかなというふうに考え直しましたので、申し上げたいと思います。

それからもう一点は、あとは委任契約を結ぶときにやはりディスクロージャーが大事だろうということで、それぞれの外国法事務弁護士の原資格国法あるいは指定法、これを記載した別紙みたいなものを付けた委任契約を結ぶというようなディスクロージャーが大事ではなかろうかというふうに思います。

伊藤座長 分りました。

どうぞ、牛島委員。

牛島委員 私はちょっとまだ考えが至っておりませんので、業務範囲については今の下條委員のお言葉をお借りすると日本法を除く外国法ということになるのですが、そういうことを業務範囲ということによいのかどうか、その観点と私が専門職法人の本質だと申しましたことが果たしてどのように折り合うのかということについては、申しわけありません、必ずしも明確でない。しよせん業務範囲はそこまで広げるしかないのだということが結論なのかもしれませんが、後でまたそのことについて分らないままに質問をさせていただくということもあるかもしれませんが、私は本質的な部分を失わないようにすることが大事ではないかというところを出発点にしております。

伊藤座長 分りました。



恐らく前回も深山委員から発言がございましたけれども、法人に対する書面助言は話としてはある。しかし実際に業務を遂行する個人である外国法事務弁護士がそういうものはないで職務を遂行するというのがここで予定されている姿ではない、そういう御発言がありまして、恐らく実質において、今、牛島委員がおっしゃったことと同じことになるのかと思います。

どうぞ。

牛島委員 これは私が考え詰めていないせいかもしれませんが、私は法人が書面による助言を受け取るということは考えられないと思っているのです、あえて申せば。つまり、法人が読むということは全く無意味なことであって、自然人が読むことによって初めてその自然人は職務権限を持つわけですから、その自然人が職務権限を持つということを前提にしているがゆえに法人の業務範囲に入るのだろうというふうに思っておりますので、これは分かりません。後ほど変えるかもしれませんが、現時点では法人が受け取るということではないのではないか。すみません。同じことを蒸し返すつもりはないのですが、そうだったらお許しください。そういうふうに考えております。

伊藤座長 そこは議論があるところかもしれませんが、しかしいずれにしても最終的には業務事務を遂行する個人である外国法事務弁護士がその助言を読んで、その上で職務を執行しなければいけないのは、これは当然のことです。その意味では、牛島委員の御発言の内容とそれから前回深山委員がおっしゃられたこととの間に実質的な違いはないのではないかというのが私の理解なのですが、それでよろしゅうございましょうか。

牛島委員 おっしゃるとおりです。

伊藤座長 先ほど中川委員からの発言がございまして、恐らく中川委員も結論として牛島委員のご意見に賛成というふうにおっしゃられまして、その点についてここで委員の中で恐らく認識の違いがあるということは、今までの私の理解によればないと思います。ただそれを実際に例えば法文の形でどういうふうに表現するのかというようなことをこの場で決めるという性質のものでもないと思いますから、その点に関する認識の一致はあるということを確認した上で、さらにその前提としての非限定説の考え方を是とするといいますか、ということについてもここでもし意見が一致するということであれば、とりあえずそういうことで取りまとめさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

はい、ありがとうございます。

出井幹事 ただいまの座長のおまとめのとおりで結構だと幹事としても考えております。

今回、牛島委員から御指摘の問題は結構本質的な問題も含んでいることであると思いますので、非限定説ということでもこのようなことを踏まえて条文作りはやるべきである、そういうことを共通の認識としたいというふうに思っております。

それで、中川委員から御指摘のあったとおり、最終的に法制上それが可能なかどうかというのは、それは立案担当者のほうでこれを踏まえて検討していただきたいと思います。

最後にもう一点、下條委員から御指摘のあった定款にどういうふうを書くのか、それからあとディスクロージャー、委任契約上の記載をどうするのか、このあたりは委任契約上の記載をどうするのかという点は、これは実務の問題なのですが、定款の記載をどうするのか、これはある程度法制にかかわってくることであると思います。ここも下條委員がおつ

しゃったように日本法を除く外国法全般を取り扱うという、そういう規定振りになるのか、それとも社員の原資格国法・指定法というのを中心にした書き方になるのか、そこらあたりはもう少し立案担当者のほうで検討していただきたいと思っております。

伊藤座長 今の出井幹事の御発言に関してもよろしゅうございますね。

そういたしましたら、もう一度確認的にまとめさせていただきますが、社員の原資格国法又は指定法以外のいわゆる第三国法に関する法律事務を取り扱えることにするかどうかという点につきましては、適正な担保措置を講じることを前提にこれを許容する、言わば非限定説の考え方ではありますが、この考え方について意見の一致を見て、ただ適正な担保措置という表現を使いましたが、その在り方に関しては先ほど来の牛島委員の御意見あるいは御懸念も十分理解でき、この点もこの研究会で共通の認識ができたと思っておりますので、今後の法制化に当たりましてはそういった御懸念についても十分しんしゃく、考慮していただく、こういうことで御了解いただけますでしょうか。

はい、どうもありがとうございます。

それでは、論点1についての議論はこの程度にいたしまして、論点1に関連する論点3、5について議論いただきたいと思っておりますので、幹事から順次説明をお願いいたします。

渡邊幹事 それでは資料16-4を御覧下さい。

「論点3：法人の業務執行権の在り方～論点1において非限定説を採用した場合の考え方～」というものでございます。

今、座長にお取りまとめいただきましたとおり、論点1については非限定説を採用することで委員の皆様の御了承を得たということでございますので、そういった前提でその次の論点について御説明させていただきたいと思っております。

論点3は法人の業務執行権の在り方ということでございますが、この論点については、論点1において非限定説を採用した場合であっても、考え方としては大きく二通り考えられると事務方のほうでは考えております。

設例は、論点1の場合と同じでございます。社員1、2の原資格国法又は指定法を前提としますと、D国法案件は、社員にとって第三国法に該当する法律事務になり、論点1において非限定説を採用するので、当該案件を法人として取り扱うことができる。ただ、取り扱うことができるとしても、D国法案件をだれが執行していくのかということについて検討しなくてはなりません。この場合、社員1、2のどの原資格国法又は指定法にも該当しませんから、どちらの社員も業務を執行させるのにふさわしくないということになりますと、どちらにも業務執行権がないことになってしまって、執行する社員がいなくなってしまうので、それは不合理である。では、どちらに与えるべきかという観点から申し上げますと、どちらがD国法案件についてより適正に執行できるかといってみても、合理的基準が見当たらない。ということであれば、D国法案件については、社員1、2のどちらにも業務執行権を付与することが相当であろう。このような考え方を採るという点では、A案、B案に相違はございません。ただ、この場合、社員1、2のいずれの社員にとっても原資格国法又は指定法ではないので、実際に執行するに当たっては、先ほど来からいろいろ御議論があったとおり、法人業務の適正な遂行を確保するための措置を講ずる必要がある、こういう考え方でございます。

では、A案とB案とで何が違うかといいますと、例えば、A国法案件のところを御覧下さ

い。A国法案件については、社員1の原資格国法に関する法律事務に相当する業務でございます。A案の考え方は、A国法案件については社員1に業務執行権を付与すれば必要にして十分である、わざわざ社員2に対してまで業務執行権を付与する必要はないのではないかとこの考え方でございます。

他方、B案は、A国法案件については、もちろん社員1に業務執行権を付与することに問題はないけれども、社員2についても業務執行権を付与しようという考え方でございます。要するに、D国法案件について社員2に業務執行権を付与する以上は、A国法案件についても社員2に業務執行権を付与しても、それは適正な担保措置を講じるのであれば理屈は同じであって、何もA国法案件の場合にだけ付与しないという合理的理由はないのではないかと、こういう考え方でございます。

さらに付加いたしますと、前回越委員から御指摘があったかと思いますが、こういう場合に、あえて社員2にお願いしますと依頼者のほうからお願いするケースが果たしてあるだろうかという、実際には、こういったケースでも、これまでの経緯あるいは信頼関係に基づいて依頼者としてはあえてこの社員2にお願いしたいという、そういったケースもあるのでないかと、そういった御指摘があったかと思いますが、そういった意味では社員2に業務執行権を付与する必要性もあり得るのではないかと、そのように考えております。

以上でございます。

伊藤座長 それでは、ただいまの点について皆様方から御意見、御質問ございましたらお願いいたします。

どうぞ、牛島委員。

牛島委員 ありがとうございます。

二点ございます。

一つは、先ほども申しましたが、ここで社員1と社員2がいる外弁法人が出てくるわけですが、これは前提とする必要があるのかどうかということでございます。つまり、これは図で見て分かるとおおり1と2とがそれぞれできるのがA、Bと、あるいはB、Cですか、食い違っているわけで、こういう違う方同士が当然のように外弁法人を作ることができるのでなければならぬかということへの疑問がございます。

もう一つは、角度が違っていると存じますが、そもそも論点3という表題の上にある業務執行権ということですが、具体的にはどういうことを指しているのかでございますか、ということでございます。これは先ほど申しました専門職法人の特質としての業務執行、つまり法律事務を行うということを経営執行には含むということではないかという前提でお伺いしているつもりですが、そういう場合にこのようないびつな形ができるような法人を認めるといったことがどういう意味で必要なのかという、結局クエスチョンはそこに戻ってまいるとは存じます。

つまり、例えばB案で申せば、社員2の方はA国法案件というのは先ほど来申しておりますようにできないわけですね、第三者の書面による助言がなければ、その方に業務執行権を与えるというのは具体的に何を与え、何を与えないということなのでしょう。そういう質問であります。

渡邊幹事 「何を与え」はともかく、「何を与えない」という趣旨がよく分らないのですけれども。

牛島委員 例えば私が与えないのかなと思っておりますのは、一人でA国法案件を社員1のようにやって良いということを与えないのだろうと思うのですが、それはどうなのでしょう。

渡邊幹事 それは社員2の方が個人として活動される場合と基本的には同じような整理になるのではないかというふうには考えております。

牛島委員 それはどうなるのですか。個人だとどうなるのですか。

出井幹事 社員2は書面の助言を受けないとA国法案件はできない。

牛島委員 書面の助言を受けなければできないような案件ではあるが、業務執行権を有する、こういうことですか。

渡邊幹事 そうです、はい。

牛島委員 書面の助言を得なければできないような業務執行権を有する。

渡邊幹事 はい。

牛島委員 そうすると、法人の意見を決めるときには参加しても良いということですね、書面による助言を受けていけば。

渡邊幹事 業務執行権が付与されるということはそういうことでございます。法人の業務の意思決定にも参画できますし、決まった意思決定に基づいて執行していくという場面においては、各自が執行権を持つという整理になるかと思っておりますので、社員1あるいは社員2、どちらかの方が執行していくと。

牛島委員 その場合は社員2という個人、自然人に書面による助言が届くということが要件になるのでしょうか。

渡邊幹事 それは先ほど来からの議論と全く同じと考えていただいて結構かと思います。

牛島委員 どういうことなのですか、答は、そうすると。

渡邊幹事 ですから、法人の業務として依頼者にアドバイスをする際には、当然のことながら、第三国法に関する専門的知見を有する有資格者からの書面を判断の基礎として、それを踏まえたアドバイスをするという、そういう理解でおります。

牛島委員 そういうふうには外から見るともらっているかもらっていないかよく分からないようなことで業務執行権があつたりなかったりするのですか、そうすると。

渡邊幹事 すみません。今の御質問の趣旨がよく分かりません。

牛島委員 すみません。ちょっと縮めて言い過ぎかもしれません。

社員2の方がA国法案件について業務執行権を有するというのは、外から見ると第三国の弁護士から書面をもらっているかどうか全く分かりませんから、あるいはそれを読んでいるかどうか分からないけれども、読んでいけば業務執行権があつて、読んでいなければ業務執行権がないと、こういうことになるのですか。

渡邊幹事 読んでいなければ業務執行権がないということがよく分からないのですが。

牛島委員 読んでいないと業務執行権がないのではないですか。

渡邊幹事 業務執行権は付与されますが、ただ付与されてそのまま執行したのでは法人業務の適正性が担保できないので、そういった社員2の方が業務執行していく場面においては、当然のことながら、第三国法に関する有資格者からの書面を実際に受けて読まれて、判断の基礎として取りまとめをされて、法人として依頼者にアドバイスをする、そういったイメージでございます。

松木委員 意見のあて先というのを、立法手続上のものになるのかもしれないのですけれども、その業務執行を行う人あての書面をもらうということにすれば解決されるのではないのですか。

牛島委員 すみません。よろしゅうございますか。

法の作りがどうなるか分かりませんが、今の渡邊幹事のおっしゃりようですと、業務執行権を抽象的に有しているが、具体的に業務執行権を行使するについては、今、松木委員のおっしゃったように書面を得なければならない、こういうことですね。それは個人として当該外国法事務弁護士が持っているものよりも大きなものですね。個人としてはそもそも業務執行権がないわけであって、ただ第三者から書面をもらったときに初めて業務執行権が出てくるのではないですか。法人を介するということが抽象的には業務執行権を有しているというところがちょっと分らないのですが。

渡邊幹事 これは業務執行の権限であると同時に義務でもあると考えております。つまり、法人の義務ということに従前の資料では御説明しておいたのですが、そういった義務を履行するのも業務執行社員であるし、その義務を履行した上で、その第三国法案件、D国法案件でもA国法案件でも良いですが、執行していく、そういったイメージでいるわけですが、それでは説明として足りないですか。

牛島委員 同じことを伺って大変申しわけありません。

今、例は論点3の図における社員2、A国法の部分を例のつもりで申し上げているのですが、これについては社員2の方は業務執行権を抽象的に有するけれども、実際にそれを行使するに当たっては外国の弁護士の、これは簡単に言っているだけですけれども、書面による助言がなければならないということは、社員2の方が個人であったら持っているものよりも大きなものですね。抽象的な業務執行権は社員2の方は個人としては持っていないですね。社員2の方は書面を得たら初めてできると法律に書いてある。したがって、法人にしたときに、そのような抽象的な業務執行権を与えるということは、本来持っていないものを与えるということになりませんか。

伊藤座長 やや法律的な話ですが、高中委員、いかがでしょう、そういう弁護士法人のことを考えると。

高中委員 業務執行権は持っていると思うのです。問題はその業務執行の具体的な行使の方法について書面による助言が絡むのではないのでしょうか。今はありませんけれども、共同代表というのがありました。それぞれ業務執行権限と代表権も持っていて、ただ行使するときに共同でなければいけないのですが、それに類似すると言えなくもない。そうすると、業務執行権はありながら具体的に行使する段階で書面による助言というものが必要になる。それに違反すれば、その業務執行権の行使でありつつ、ペナルティーの問題はまた別としてありますけれども。

牛島委員は、権限はないのだけれども、書面による助言が出て初めて業務執行権が生まれるというのですが、それは私は違うと思っています。

伊藤座長 私の理解ですと、牛島委員の御疑問は、個人の場合には業務執行権はそもそもなく、書面による助言があれば発生する、そういう御趣旨ですね。それに対して先ほどのような御説明だと、法人の場合とは随分違うではないかと。

高中委員 すみません。外国法事務弁護士が特定外国法を扱う場合のことをおっしゃっている

のですか。

牛島委員 そうです。5条の2のことです。

高中委員 5条の2ですね。これは権限があつて、ただ、その行使の仕方について書面による助言がなければという規定振りですね。本来的に権限がある。だけれども、弊害防止のために書面による助言があるのでしょうか、書面による助言が効力発生要件という形で読めますでしょうか。

牛島委員 いえ、そもそも書面による助言を得なければ何もできない。特定外国法については、書面による助言があるときに初めてできるようになる。ゼロか100かです。ところが、私が誤解していたら申しわけありません。法人についての渡邊幹事のおっしゃったことを私なりに理解させていただいたところでは、抽象的である。これが99か1か分かりませんが、皮があつて、そしてそれが書面による助言によって身が詰まって100になるのだと、こういうふうを受け取らせていただいたものですから、法人にすることによって個人としては持っていないものが付加されるのではないかという疑問を持つのです。そのようなことがどうして必要なのかということが私には分らないのと、それからもう一つは、そもそもなぜこのように資格国法が違ふ外弁についての法人を認めるということになるのかという別の疑問もございます。

つまり、社員1と社員2というものが合わさつた法人というものを認めるという必然性は必ずしもないのではないかということでもあります。

伊藤座長 どうぞ、松木委員。

松木委員 今の外国の弁護士事務所を見ると、もう既にイギリスの弁護士、アメリカの弁護士、オーストラリアの弁護士、ニュージーランドの弁護士、シンガポールの弁護士、中国の弁護士と色々な方が一緒に集まって仕事をされているというところもありますし、我々のほうからすると、そういう違った国の者が重なってくるというようなところがあつて、そこでやってもらえるのであればこれは便利だなということは思います。

伊藤座長 どうぞ、出井幹事。

出井幹事 今のところは考え方としてはもちろん、論理的には、原資格国法あるいは指定法を同じくする社員のみを認めるという、そういう考え方も一応あり得るのです。ただ、松木委員から御指摘のとおり、現に原資格国法を異にする外国法事務弁護士が同じ事務所にいるという例がございまして、またそういう原資格国法を異にした社員を有する外国法事務弁護士法人というものの必要性を否定することまでもないのではないかというふうを考えて、幹事のほうでこれも一応例をして挙げているわけです。もちろん、一番簡単なのは原資格国法を同じくする人で比べれば良いわけです。それと個人の外国法事務弁護士を比べれば良いと思うのですが、こういう場合もあり得るということを出しているものです。

それから、先ほど抽象的な業務執行権限があつて、それが具体的に行使するときに制限が付いているのだという説明をするのか、それとも、もともとないところに書面助言を得たときに初めて権限ができるというふうの説明するのかは、それは説明の問題であつて、言っていることは同じことではないかというふうに私は思っています。

違つていたら御指摘いただきたいのですが、その点は、個人の場合に業務執行というのはそもそも観念できるかどうかという問題がありますけれども、個人の場合も法人の場合も書面の助言を得なければできない、これは同じことですので、そこに差はない。したがつ

て、今回B案を採ることによって個人の外国法事務弁護士の場合と違った考え方を採っているということはないという理解です。

伊藤座長 牛島委員，どうぞ。

牛島委員 特定外国法についての業務をどういうふうにとらえるかということの問題だと思います。

私はその前に松木委員の言われることは、一方のアプローチとしておっしゃるとおりよく筋の通ったおっしゃりようだと思います。それを踏まえた上でそういう一方で必要性がある、あったほうが良いということの上でどうすべきかということであれば単なる抽象論、それこそ無意味な議論だと思いますので、結論がどちらに引っ張られるのか、私はその議論の一員として申すだけでございます。

それから、5条の2で言っているところの特定外国法に関する法律事務というのは、イメージとして言うと大変レベルの低い言い方かもしれませんが、前にずっと引き続いてそういうことをやっているということではなくて、個々の事件の処理で外国法というものが出てきたときにはそれについて、その部分について外国の弁護士の書面をもらえば良いのではないか、こういうことが私は発想の基礎にあるのだらうと思うのです。そういう意味で、一足飛びになります、法人の業務執行権を社員2にA国法について与えるということに違和感があるということを示しているわけです。

伊藤座長 どうぞ、佐瀬委員。

佐瀬委員 私もこれは説明の違いだとは思っているのです。結論的には同じで。ただ違うのは懲戒の関係だと思っているのですよ。業務範囲が初めからないところに特別に付与したのであれば、書面がない部分で業務執行してしまえばそれは権限外のことをしたということになって、これは72条違反の問題になってくる。ただ反対に、それが業務範囲に入っているのだと、ただそれは業務執行権として与えるについては担保措置として入れているにすぎないのだという考え方を採れば、これは72条問題ではなくて、やはり、弁護士会の中の職務権限の規定違反の問題なのかなという気がしているのですね。これはもちろんこの意見に賛成、反対もあるのだらうとは思いますが、具体的にもしもそういうところに今の意見の差は出てくるのであって、何ができるかについては差が出てこないのだらうという気がするのです。

だから、例えばもし差がそこに出てくるのであれば、懲戒の件も後で議論することになっていますので、そこでどういうふうにしたら良いのかということを考えれば、あとは説明をどうすれば良いのかというだけの問題かなという、ここで余りそのことにこだわっていると、結論は同じなのに説明の仕方だけで議論してもしようがないなという気がしていることはしているのですね。ちょっと理解が違うかもしれませんが、そういうふうに思っています。

伊藤座長 今、佐瀬委員からの御発言を踏まえて私なりに考えますと、もし牛島委員のような個人の外国法事務弁護士についての理解、業務執行の在り方を前提にして考えるとすれば、このB案についても書面による助言をこの社員2が受けて、そこで社員2の例えばA国法についての業務執行権が発生する、そういう説明であれば個人の場合と法人の場合との食い違いというのはない、そういう意味で結論は一緒だというのはそういう趣旨に理解してよろしゅうございますか、今の佐瀬委員の御意見について。いかがでしょうか。

牛島委員 恐らくそういうことになるのかなと思いつつですが、大変ひきょうな言い方で申しわけございませんが、A国法について職務権限になるということではなくて、特定の案件についてA国法のアドバイスをすることができるということであることが、法人という言わばゴーイングコンサーンにおける業務執行権を持つということとの間にそごがあるような気がするのです。個々に事件があって、必要があれば当該外国法、特定外国法についてのアドバイスは書面によって、つまり書面によるというのはA国法一般についてのアドバイスというのはこの世にありませんから、特定の目の前の案件についてのアドバイスがあるのだと思うのです。その限りにおいてできるということと、常に法人の業務執行権を持ち得る、あるいは持っている、抽象的にということとは別のことではないかなという気がしてならないのです。それは、佐瀬委員がおっしゃるようなところに、あるいは今座長がおまとめくださったようなところに落ち込むのかもしれないと思いつつ、ただその違いを無視してよいのかなという疑問の提起にすぎません。

伊藤座長 簡単にA国法とかB国法とか言っていますが、この資料16-4にもありますように、正確にはもちろんA国法案件、B国法案件という個別案件を前提にして議論している、それはもう大前提だと思うのです。およそ抽象的、一般的に云々ということはこれはあり得ない話で、それがこの資料16で記載されていることの意味でもあると思います。

牛島委員 よろしゅうございましょうか、たびたび申しわけございません。

ただ、例えば自分が資格を持っているB国法案件というのは、これは案件ではなくてB国法であれば何でもござれなのですね。その違いが私はあるのではないかと、その違いをどのように切り分けていくのかということが外弁法人の法人化の場合に一番難しい部分ではないかという気がして、いろいろ細かいことを申し上げております。

伊藤座長 なるほど。

どうぞ、中川委員。

中川委員 牛島委員の問題意識は多分最初のところにもやはり関連はしているのだと思うのですが、今回、例えばこのA案とB案でどちらを採るのでしようかというときに考えなければいけないのは、A案の場合ですと、社員1でA国法の社員がいれば、もうほかの人には全く与えないという法制度を採るとするのがこのA案だろうと思うのですね。私、こういう事例があるのかどうか分かりませんが、例えば非常に専門性の高い案件についての依頼が来たとして、それがA国法であったとしても、その社員1が例えば非常に忙しくてその案件を受任できないといった場合に、そうすると実は社員2のほうがその専門案件についてはA国法の弁護士ではないけれども非常に専門性が高い人であったとすると、そういう方に依頼をするという選択肢をその法人の側にも、さらに依頼者の側にも与えるということは十分考えられるのかなというふうに思っているのですね。ですから、A案のように非常に限定的に業務範囲を決めることまで、法制度としてそれを持たなければいけないかという観点からすると、そこまで縛る必要はない。B案のほうで私は良いと思うのですが、ただ牛島委員のおっしゃる社員2が業務執行権を得るというときに、恐らく最初の論点1と同じように何らかの限定付きのような立法化をすべきであるということ、同じ問題意識だとすれば、そこはまた立法の問題になるかと思しますので、最終的には今回もしA案とB案でどちらが良いかというときの御判断には恐らく牛島委員の御判断、A案ということでおっしゃっているのではないと私は理解をしているのですが、B案を採るとしても



そのあたりが非常に危惧しますよということをおっしゃるのだとすれば、それはそれでまた立法化のときに検討するということでもよろしいのではないかと思います。

伊藤座長 どうぞ、牛島委員。

牛島委員 中川委員がおまとめくださったとおりでろうと存じます。ですから、私、是非そのような立法が外国にあるのかどうか、つまり食い違った外弁同士で、かつ外弁だけの法人を認めるというものがあるのかどうかについても教えていただければと存じます。

もちろん、外国になればやってはならないという趣旨で申し上げているわけでは全くありません。

伊藤座長 いかがでしょうか。

牛島委員も今中川委員の御発言そのものに関しては御了解いただいたということですので、B案はB案ということだと思いますが、今の御質問に関してはどうしましょう。

渡邊幹事 諸外国の例につきましては、まだ取りまとめ中でございまして、もうしばらくお待ちいただければと思っております。

牛島委員 ありがとうございます。

伊藤座長 出井幹事、何か。

出井幹事 もう片付いたことなのでよいのですが、牛島委員の御指摘は、A案とB案の対比では余り差は生まないと思うのですね。というのは、例えばB案の図で社員2、一人の法人だった場合、その場合にA国法とかD国法について一人社員であるその社員が業務執行権を有するかどうかということになると、論点1で非限定説を採っている以上は、社員一人しかいませんから、業務執行権はその人しかないわけです。そうすると、そこは必然的にA国法案件もD国法案件も業務執行権を持つとせざるを得ないのですね、論理必然的に。したがって、それはA案とB案の違いではなくて、恐らく論点1について限定説を採るか非限定説を採るかという問題であると思います。

したがって、先ほど中川委員がおっしゃったようなところを、つまり先ほどペーパーに基づいて御指摘のところを踏まえて論点1のところをきちんと立法するということで解決できるのではないかと考えています。

牛島委員 およそほとんどおっしゃるとおりなのですが、論点1の限定説と非限定説の違いというのは私の理解では違うと思います。私は非限定説に立った上で、しかし提案されているところの論点1の非限定説ではないということをおっしゃっているつもりでございまして。そういう意味で、非限定説に論点1に出ているものとは違ったバリエーションがあり得るかということをおっしゃっているつもりであります。

伊藤座長 それでは、牛島委員のなお調査の結果が欲しいということについては幹事のほうで検討いただくことにいたしまして、この資料16-4のA、B案というふうに対比されているこの限りでは、B案を採用するというところでここで御了解を得たということで進めてよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは、さらに議論を進めまして論点5についての説明をお願いいたします。

渡邊幹事 それでは、資料16-6を御覧下さい。

これは論点5ですが、法人の事務所に対する規制の在り方です。この外国法事務弁護士が社員となり外国法に関する法律事務のみを取扱い業務とする法人については、複数の事務

所を設置することができる前提で、制度の在り方を御議論いただいているところでございます。例えば、この図にありますように、東京事務所と大阪事務所を設置した場合に、それぞれの事務所の業務執行の適正を担保するために、まずこういった事務所に社員の常駐義務を認めるかどうか、ということがまず論点となるわけですが、これは恐らく異論がないとは思っています。ただ、常駐すべき社員は外国法事務弁護士を想定していますので、そうすると、社員の原資格国法又は指定法に係る問題がここでも出てくるのではないかと考えております。

具体的には、論点1において非限定説を採った場合、この図にありますとおり、A国法案件からD国法案件まで、すべて法人の業務として取り扱うことができるという整理をすることになりますが、複数の事務所を設置した場合に、例えば東京事務所においてはA国法、B国法については社員1の原資格国法又は指定法に該当するので、これらの案件の取扱いについては特段の問題が生じることはないのですが、他方、C国法、D国法につきましても、これは取扱い可能とするのだけれども、適正な担保措置を講ずることが必要となるのであろう。他方、大阪事務所においては、同様に、B国法、C国法については社員2の原資格国法又は指定法に該当するので、これらの案件の取扱いについては特段の問題が生じることはないのですが、他方、A国法案件、D国法案件については、これは取扱い可能としつつも、適正な担保措置を講ずることが必要となろう、このようなことを考えております。このような考え方についてどのように考えるかという論点でございます。

伊藤座長 それでは、この点に関していかがでしょうか。御質問、御意見ございますでしょうか。どうぞ、牛島委員。

牛島委員 中身はございません。ただ、ただいまも担保措置というお言葉がございましたので、先ほど来私の申しあげました趣旨において、例えば16-6の図の右端のこの米印ですか、法人業務の適正な遂行を確保するための措置、あるいは担保措置というお言葉がございましたが、そのような表現ではないのではないかとということについて申し上げた上で、おっしゃるとおりだと思います。

伊藤座長 先ほど来が一番最初のところの確認を踏まえてと、そういうことですね。

牛島委員 その他の部分についても同じでございます。恐れ入ります。

伊藤座長 分かりました。そこはよろしいですね。

渡邊幹事 結構でございます。

伊藤座長 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、高中委員。

高中委員 私は弁護士法人と全く同じ建て付けにすることによってよろしいと思うのですが、むしろこれはユーザーの方々にお尋ねしたいのです。日本の弁護士法人の場合には非常駐という制度があり、所属弁護士会の許可の下で過疎地域における司法アクセスを拡充しようという制度です。非常駐の在り方について、これを仮に不可とし、非常駐制度を設けないとした場合に、必ず外国法事務弁護士が支所に常駐していなければいけないということにしてよいのかどうか。ユーザーの目から見た場合、三菱商事の松木委員であったと思いますが、東京で一元管理しているというお話があった。そうすると、むしろ従たる事務所の権限はある程度縮小して、主たる事務所ですべて一元管理するということになる、非常駐を認めないということにして、かつ権限はある程度縮小しても余り不自由はな

いのか。それともユーザーからすれば、支所というのは弁護士法人と同じ建て付けにして、当初のフィロソフィー、支所を設けた趣旨をあくまで貫徹すべきか、ここを変容する必要のあるやなしやはユーザーの目から見ていかなものか、というところをお尋ねしたいと思っているのです。使い手からして、日本の弁護士法人の場合、常駐していなければまずいと思うのです。それで、例外的に過疎地の非常駐というのを司法アクセスのために特別に設けた。外弁について、過疎地というのは恐らく考えられない。非常駐は多分ないだろうと思うのです。必ず常駐していなければいけないという建て付けで私は良いと思うのですが、それで不便だというユーザー側の声はあるのでしょうか。不便だとした場合に、必ず常駐をさせつつも権限をある程度縮小させた上で、すべて本店に行きなさい、そういうニーズはやはりあるのでしょうか。私はこれで良いと思うのですが、それについて論点があるのかという指摘をさせていただきたい。

伊藤座長 分かりました。松木委員、何かそれについてご意見がありましたらお願いします。

松木委員 私どものところでは集中を東京でしているということからいくと、余り実際的な差はないのですけれども、そうでない会社さんということで利用されるということを考えて、やはりそこにはきちんとした方がおられるという体制でないと、むしろおかしなことではないかなと思います。

高中委員 そうすると、原理原則どおりということになりそうですね。

伊藤座長 高中委員御自身もやはり考え方としてはこういうことだろうという、そういう御趣旨ですね。

高中委員 これでよろしいと思います。

伊藤座長 分かりました。

どうぞ、佐瀬委員。

佐瀬委員 私も初めはそう考えていたのです。ただ、この委員会、何か月か時間が割と経っていますから、その間いろいろお話を聞くと、果たしてそうなのだろうかという疑問がだんだん沸いてきて、今議論しているのは、例えば大企業が使う、大事務所を使うというのはかなり前提にされた議論だと思います。けれども、よくよく考えてみると、これはテレビだとかNPOだとかいろんなところの報告等を見ていると、外国人労働者が日本にも随分入ってきていて、現に私もそういう事件をやったことがありますけれども、例えば外国人労働者が事故に遭う、例えば労災でも良いのですけれども、それで相続事件が生じるということもあるわけですね。そうすると、日本の弁護士はとてもではないけれども相続事件は分らないわけですね。交通事故だとか労災については日本の弁護士で十分できるわけですが、現にそういう事例があるという報告を、私もやったわけですが、現にそういうことがいろいろ各地で起こっていて、それについてやはり弁護士ではない方が担当している。そういう意味では日本の中でのそういう外国人労働者だとか、これは外国人労働者に限られないだろう。日本人が向こうへ行って、向こうに親族がいるとかいう問題もあるわけで、そうすると、そういうものが法的には過疎地になっているのではないかという気がしてしょうがないのです。そうすると、果たして今まで我々が考えていたように、大企業がこういう外国法事務弁護士を使うのだという、ある意味で大前提があったような、皆さんの意見です、があるような気がするのです。それで良いのだろうかという気がして、本当、現実には過疎地があるのではないか、外国法事務に関して。そうする

と、それに関してはやはり何らかの措置を立法的に、今現実的にそうやる人がいるかいないかは別として、そういう余地を残していく必要があるのではないかなという気がしてきているのです。その意味ではそういうことも少し参考に、頭に入れながら規定を考えたほうが良いかなというふうに現在思っています。

伊藤座長 その点、何か、幹事のほうで発言はございますか。

渡邊幹事 これはむしろ次の論点の話ということでよろしいのですか。

佐瀬委員 それで結構です。

渡邊幹事 論点6について議論が移っておりますので、改めて申し上げますと、資料16-1の論点6、その問題の所在に記載しているところでございますが、弁護士法人においては、従たる事務所における社員の常駐義務について例外的に当該事務所の所在する地域の弁護士会が常駐しないことを許可したときは当該常駐義務が解除されることとなっております。

この趣旨は、弁護士法人の従たる事務所には、いわゆる弁護士過疎地域等における公益的活動の基盤となることも期待されるため、これらの地域については社員の常駐しない事務所であってもこれを設ける必要性が認められることから例外的に許容された制度であると、そのように説明されております。

問題は、そういった観点から考えた場合に、いわゆる弁護士過疎地域というものが基本的には日本法に関する法的な需要があるにもかかわらず弁護士がいないということを前提としているわけですから、その考え方からしますと、外国法に関する法律事務のみを取り扱う法人についてまで認める必要性はないのではないかとという一つの帰結が考えられるのですが、他方において、過疎地域の意味合い、外国法に関する過疎地域というものがあるのではないかとといった議論は幹事のほうとしても深めていただきたい。それがあって手当てをする必要があるのだということであれば、それは制度化に当たって検討したいと考えております。

佐瀬委員 もちろんそこで結構です。

今全般的に考える中でも、過疎地域がないということ的前提を考えるということだとやはりいけないなというので、一言申し上げたということ結構です。

伊藤座長 よろしいですか。

ほかに何か御発言ございますか。

どうぞ、牛島委員。

牛島委員 私は内外不平等というのですか、内外平等という建前から弁護士会の許可にかかっているわけでありますから、佐瀬委員がおっしゃるようなことが少しでもあれば、その方向でも良いのではないかなという気はいたしますが、必ずしも日本の弁護士法人の支所には常駐しなくてもよいけれども、外弁事務所の支所には常駐しなければ駄目だという結論にする必要があるのかなというのは、さらに検討してみてもよいのかなという気がいたします。

伊藤座長 なるほど。弁護士会の許可で担保されているからということですよ。

いかがでしょう。

どうぞ、佐成委員。

佐成委員 私は特にユーザーとかそういう視点ではなくて、今お二方の佐瀬委員と牛島委員の御意見に私も基本的には賛成させていただきたいと思っております。

やはり余りそういうところで制約を設ける必然性はないのではないかと思います。

実際にやっていただくのは外国法事務弁護士の方ですから、そういった方の視点から見たときにこの制度がどう映るかということもやはり大事なことではないかと思いますし、究極的にはそれがユーザーのサービスレベルに反映していくものと考えます。長期的に考えると反映すると思いますので、外国法事務弁護士のこの過疎という概念はそんなに狭く考える必要性もないし、また牛島委員がおっしゃった弁護士会の許可で十分担保できる、そういったところがございますので、そこは柔軟な制度設計を期待したいと思います。

伊藤座長 どうぞ、高中委員。

高中委員 非常駐について断固反対という趣旨ではもちろんありませんけれども、条文の書き方が非常に難しいのです。現在の弁護士法人の非常駐の文言が当該支所の事務所の地域の弁護士会が「当該法律事務所の周辺における弁護士の分布状況その他の状況」となっていることからすると、この文言はどうしても入ってくるわけです。残念ながら外国法事務弁護士について現行の200とかいう数字の中で分布状況を書いても、文章としては空疎なものになるのです。そうすると、ここだけ特別に、そういう状況を判断してという文言を全部削るとすると、弁護士法の30条の17の改正にも波及しかねない。この文言を外国法事務弁護士法人に入れるのは mismatch というか、アンマッチ過ぎると思うものですから。弁護士会の非常駐許可制度も極めて厳正に運用されており、弊害が出ているということは聞いておりません。現に許可の例もありますし、大変良い結果を生んでいるようでございますから、それについて私はクレームを付けるつもりはございませんが、法文からすると弁護士法の30条の17に波及しかねないという点を一言だけ申し上げさせていただきます。

伊藤座長 どうぞ。

渡邊幹事 今おっしゃった弁護士の分布状況という関係から申し上げますと、では外国法事務弁護士の分布状況はといいますと、第一回にお配りした資料2-3の(3)を御覧いただきたいのですが、ほとんど東京に一極集中しているような状況なのです。ただ他方で、そういった非常駐許可制度を設けるかどうかということに関しては、恐らく先ほど佐瀬委員がおっしゃったように、そういった外国法に関する法的ニーズがあるかどうかということとも関係してくるのかなど。そうしますと、そういった制度を設けるに当たってはいかなる事情を考慮すべきかというようなことをひとつ御議論いただきたい。

もう一つは、そういった事情を考慮して許可制度を設けるということになるのだろうと思いますが、その場合の許可の主体、これは弁護士会でよいのか、あるいは一元的に把握されている日弁連で行うべきなのか、この辺についてもできれば御意見をちょうだいしたいと思います。

伊藤座長 いかがでしょうか、なかなか難しい問題なのですが。

どうぞ、牛島委員。

牛島委員 私、弁護士法第30条の17を今見ておるのですが、当該法律事務所、つまり支店の周辺における弁護士の分布状況その他の事情というときの弁護士の分布状況は薄ければ薄いほど常設しなくて良い。そうすると、外弁事務所の支店というのは原則許可になる。それは比喩的に言っているだけでありまして、それ以上の意味はありません。そういう方向観、ベクトルはそういう方向を向いているということですかね。

伊藤座長 どうぞ。

高中委員 現に許可が出ているのは北海道が圧倒的に多いはずなのですね。日弁連の運用基準は、ひまわり公設事務所、過疎地に日弁連の補助で事務所を出すのですが、それに準ずる地域にしか非常駐許可を出さないという運用をしています。北海道でいうと、車で何時間もというところでないとは非常駐許可は出ていないという運用です。

牛島委員の言ったように、それを逆手に取るとおっしゃっているとおりことになります。これは将来的な課題とし、いったん法制度を作ったら永遠に変えないということでもありません。将来的には含みを残しておくということでもよろしいのかなと思うのです。無理して弁護士法の表現まで変えて新たなものを作るまでの必要性は現段階ではないのかなと思います。将来的な課題という含みを残しておいて構いませんけれども、今の段階では必要性がないと思います。牛島委員のような解釈を生むと、それはおかしいと思います。

牛島委員 私も誤解しているわけではないのですけれども。

伊藤座長 いかがでしょうか。

確かに佐瀬委員がおっしゃるような問題が現在もあり、また将来においてはかなりそれが重要な問題になるということも予想されますが、そのことはおっしゃるとおりです。ただ、なかなか考え方として今の弁護士法にあるような非常駐許可の制度をそのまま外国法事務弁護士に持ってきてうまく要件が立てられるかというような問題ももちろんあります。それは技術的な問題と言えば技術的な問題なのですけれども、今、高中委員から御発言がございましたように、もちろん今後の検討の余地は残しておく。その場合に、ここでおっしゃっていただいたような御意見は大変参考になると思いますので、そういう扱いにさせていただいて、この現在の研究会の取りまとめとしては、一応常駐を義務付けるということで御了解いただけませんか。

佐瀬委員 皆さんの意見がそうであればそれは構いません。

ただ、やはりそういう将来的な課題だということがあるのであれば、それは明記していただきたいなという気はします。

伊藤座長 分りました。

どうぞ、越委員。

越委員 昨年まで7年、私は秋田にいたのですが、秋田県に外弁事務所が実は一つあるのですね。どういうお客様に対して何をされているのか実は存じ上げていなくて、お電話してみたことは何回かあるのですが、ちょっとお話しできなくて、今でも実情は把握できていないのです。

両サイドから私は迷うのですけれども、例えば「常駐義務を外すこともできるような制度にしたときに一向に使われない」、「柔軟な制度設計にしてあるのにもかかわらずだれもそれを利用しない」ということになったとしても実害はあるのか、「使われない制度だけれども、そういうものも将来のために用意してあるということで、特に国の税金を無駄遣いするとか何か大きな実害がなければ、それでもいいのかな」というふうにまず一つ思うわけです。

ところが高中委員から以前教えていただきましたように、戦前のこととはいえ、「非弁がそこで生まれやすいような環境を作ってしまうということがやはり実害につながり得るのだ」というところを心配しなくてはいけないのかどうか」というのが、これは法律の問題

というよりも事実がどう展開するかということの予見可能性の問題ですけれども、ちょっと私はよく分らないということを申し上げておきたいと思います。

伊藤座長 ただいまの越委員の御発言も、やはり将来のことについて十分考慮してという御趣旨のことだと思しますので、先ほどの佐瀬委員の御発言ともあわせまして、この研究会の議事録にはその点はっきり記録を残すことにいたしまして、今の段階では法人の事務所に当該事務所の所在する地域の弁護士会の会員である社員、外国法事務弁護士の常駐を義務付ける、こういうことでいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、その場合において案件の全部又は主要な部分が適用され、又は適用されるべき法を原資格国法又は指定法とする社員が常駐しない事務所においても、これを取り扱えることとするかどうかという点については適正な担保措置、適正な担保措置ということの意味が先ほど牛島委員から御発言がありましたような趣旨も含めて、これを講じるということ的前提にしてそのような案件の取扱いも許容する、こういうことで御了解いただければと思いますが、よろしゅうございましょうか。ありがとうございました。

それでは、次の論点についてお願いします。

渡邊幹事 今、論点1、3、5、併せて論点6についても御議論いただいたところですが、この関係では、残された論点として論点4がございます。資料16-1の論点4のところを御覧いただきたいのですが、「社員の法人債権者に対する責任の在り方」というところで、これは業務執行権をどの社員に付与するかということと密接にかかわっている問題でございます。先ほど来御議論いただきましたとおり、法人の業務範囲としては非限定説を採る、しかも、その場合の業務執行権の在り方についてすべての社員に業務執行権限を付与する、そういった考え方を採るということですから、基本的には、どの案件についてもすべての社員に業務執行権が付与されるということになります。そうすると、問題の所在に記載していますとおり、そのような場合にはここは論点にならないと考えておりますので、その点を御説明しておきたいと思えます。

続きまして、論点2について御説明したいと思えます。

これも前回申し上げたところですが、個人の外国法事務弁護士の場合ですが、我が国の国益上又は公益上、外国法事務弁護士に取り扱わせることが相当でない業務については、外国法事務弁護士の業務範囲から除外されております。また、外国法事務弁護士が取り扱うことのできる業務であっても、その性質上我が国の法令又は風俗慣習を熟知していない外国法事務弁護士のみによって処理させることが相当でないものについては、弁護士との共同遂行等が必要とされているところとございます。そこで、このような外国法事務弁護士のみが社員となる法人においても、これらの業務についてはその法人の業務範囲から除外し、又は弁護士との共同遂行等を必要とすべきではないかということが問題になります。もともと、これまでの議論の整理（案）というところでも、基本的な方針としては、個人の外国法事務弁護士に対する規制については、それと同様のポリシーで法人に対する規制の在り方を決するというところでお取りまとめいただいたところとございますので、この論点についても同様に考えるべきでないかということで事務方の考え方を示させていただいております。

伊藤座長 ただいま説明ございました論点4及び論点2についていかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、論点2につきましては、今、渡邊幹事から説明ございましたけれども、こういった内容で我が国の国益上又は公益上、外国法事務弁護士に取り扱わせることが相当でない業務については法人の業務範囲から除外することとする。外国法事務弁護士のみによって処理させることが相当でない業務については、法人の業務範囲には含まれるものの、弁護士との共同遂行等を必要とすべきである、こういうことで御了解いただいたとさせていただきます。

それでは、次の論点についてお願いします。

渡邊幹事 それでは資料16-1の論点7を御覧下さい。

現行制度上では、個人の外国法事務弁護士は弁護士を雇用すること及び弁護士又は弁護士法人との間で外国法共同事業を行うことがそれぞれ許容されております。一方で、外国法事務弁護士が雇用形態等を利用して日本法に関する法律事務に介入するおそれを防止する観点から、外国法事務弁護士及び被用者である弁護士に対して行為規制が課されております。また、これらの行為規制を実効あらしめるため、外国法事務弁護士に対しては、雇用等に関する所定の事項の日本弁護士連合会への届出義務を課しているところでございます。そこで、外国法事務弁護士のみが社員となる法人についても、まず弁護士の雇用及び弁護士等との間の外国法共同事業を許容するかどうか、許容する場合には法人が雇用形態等を利用して日本法に関する法律事務に介入するおそれを防止するための方策としていかなる措置を講じるべきかということが問題になろうかと考えております。

その考え方でございますが、まず弁護士を雇用すること及び弁護士等との間で外国法共同事業を行うことをそれぞれ許容すべきであるとの考え方がありますが、これについてどのように考えるか。また、弁護士を雇用した場合及び弁護士等との間で外国法共同事業を行う場合には、法人及び被用者である弁護士に対し外国法事務弁護士の場合と同様の行為規制を設けるべきであるとの考え方がありますが、これについてどのように考えるか。さらに、これらの規制を設けた場合、その規制を実効あらしめるため、必要な事項を日本弁護士連合会に届け出ることを義務付けるべきであるとの考え方があるが、これについてどのように考えるか。

なお、法人が弁護士等との間で外国法共同事業を行う場合には、外国法共同事業の表示等を義務付けるべきであるとの考え方がありますが、これについてどのように考えるか、ということで事務方の考え方をお示しさせていただきました。

理由につきましては、この資料16-1の理由の①、②、③、④に記載しているとおりですので、説明は割愛させていただきます。

以上でございます。

伊藤座長 個人としての外国法事務弁護士についてと同様の行為規制を設ける、基本的にはそういう考え方かと思いますが、今、説明がございました考え方について何か御質問、御意見ございますか。特段御異論等ございませんでしょうか。

それでは、念のために確認をさせていただきますが、この論点7につきましては弁護士を雇用すること及び弁護士等との間で外国法共同事業を行うことをそれぞれ許容することとする。弁護士を雇用した場合及び弁護士等との間で外国法共同事業を行う場合には、法人及び被用者である弁護士に対し外国法事務弁護士の場合と同様の行為規制を設けることとする。これらの規制を実効あらしめるため、必要な事項を日弁連に届け出ることを義務付



けることとする。弁護士等との間で外国法共同事業を行う場合には外国法共同事業の表示等を義務付けることとする、こういう考え方を採用する。これらの点について皆様の御了解が得られたものとさせていただきます。

渡邊幹事 事務方でお示しさせていただきました論点は、論点8までございますが、これまで委員の皆様にご議論いただいたのは論点1から論点7まででございます。残された論点8は、いま御検討いただいている法人に対する監督の在り方、特に懲戒の在り方が問題になるということで、論点として提示させていただいております。ところで、この研究会において、これまでの議論の整理（案）ということで、二つの形態の法人制度を検討対象とするということであり、もう一つの外国法事務弁護士と弁護士とが社員となり外国法及び日本法に関する法律事務を取扱い業務とする法人制度についても、今後御検討いただく予定となっております。このような予定も踏まえますと、その法人の懲戒の在り方とこれまで御議論いただいた外国法事務弁護士のみが社員となる法人の懲戒の在り方、これらはひとつにまとめて御議論いただいたほうがより良い制度設計が得られるのではないかと考えられます。そういったことを考えまして、この論点8に関する御議論につきましては、また後日お願いしたいと思いますので、その点御了解が得られればと思っております。

伊藤座長 ただいま渡邊幹事からの説明がございましたが、というようなことで、この論点8につきましては本日はこれについての議論に立ち入らないで、今後の議論の中で御議論いただくと、こういうことでよろしゅうございましょうか。

今までの全体の点について何か御質問、御意見等ございますか。

どうぞ、牛島委員。

牛島委員 同じことの繰り返しでございまして、先ほど来のいわゆる担保措置につきまして法文の過程というお言葉をいただきまして、それがいかに困難なことであるかということの多少断片程度は従前私も関与させて、間接でございまして、関与させていただいて存じ上げておりますが、是非とも専門職法人でございまして、その点について何とぞよろしくお願い申し上げます。

伊藤座長 分りました。御趣旨はよく理解できました。

ほかに御発言はございますか。

どうぞ、越委員。

越委員 最近、ニューヨークで御活躍されている日本人の弁護士が100人弱くらいいらっしゃるのではないかと思います。その中で大変高く評価されている大先輩の方から頂いたeメールに何が書かれていたかという、「クライアントがいらっしゃる。お話が終わった後に、『何か弁護士と話しているというよりも総合的なビジネスコンサルタントとお話ししているような感じがした』というふうに言われる。」

その方は大変成功されているという客観的にも主観的にもそういう御評価ではないかと思うのですけれども、「その成功の原因というのはここにあるというふうに思います」という趣旨が書かれていました。そのことを今御披露した目的、意図はこういうことにあります。

先ほど「業務執行権を第三国法の関係についても与えるかどうか」という、論点の3としてそういうことがあったかと思っておりますけれども、例えばM&Aですと、別に先進国であればどこの国の法制の場におけるM&Aでも基本は同じなのです。ですから、「すごく信頼

できる先生がたまたまライセンスをお持ちでない」というようなことは、クライアントの立場に私が立ったときは全然問題でなくなる局面というのは大いに、日常的にあるということだと申し上げてよろしいわけなのです。

そうすると、どんな風景がそこに見えるようになるかということ、一人のすごくすばらしい弁護士の方の下に、例えば「航空機のバリエーションをやってくれるアップライザー」がいたり、あるいは「地質調査の会社」があったり、みんなそういう専門の会社、調査マンみたいな人が雇われるのですけれども、すべてクライアント側からお願いしているある弁護士先生の指揮の下にそのチームが動いていただくというふうな形が大いにあり得る。これはやはり相当御経験を積まれた弁護士の方でないとそこまではできないと思いますし、またそういう方ですと全世界に色々な御自分のお仲間を持っていらっしゃるものですから、その先生にお願いすればほかの国に広がっていくような案件でも安心してお任せできるということがあります。

ですから、「元請と下請」というとちょっと言い方がよくはないかもしれませんが、たまたまその元請をやっていただく、司令塔の役割をやっていただく弁護士の方が、広がっていった案件の先々のすべての国のライセンスをお持ちであるということは、私は全く問題にしなくても良いくらいの気持ちでこれまでの実務をやってきたということでございます。その意味では、少し非限定説を中心にして広目に考えていただくほうがよろしいのではないかと思います。

それからもう一つ、すみません、長くなって。もう一つ申し上げたいのは、やはり弁護士の世界も医師の世界と同じように専門が細分化されていくと思います。同じ医師といっても内科があり外科があり何がありというのと同じように、不動産の専門、何の専門、でもその不動産を取っても、例えば「税務当局と掛け合って固定資産税をまけていただくことだけを専門にしている弁護士」というのが実際にアメリカにいますけれども、日本にもそういう方が現れる可能性はあるし、現象的には私の身の回りにも既に有るわけなのです。

そういう細分化された専門性をさらに総合的に使いこなしていきたいという案件もありますので、その意味では大きな事務所の中にたくさんの専門の弁護士の先生方がいらっしゃるという状況をユーザーのほうはどうしても必要になってしまうというのが今の企業法務の流れではないかというふうに思います。

そのようなことを前提に今後の議論を進めていただきたい。ですから、ここで弁護士法人と外弁法人という二つ出たのですけれども、「社員が外弁と日本の弁護士と両方混在しているという形態」の制度も、これも先ほどくどくどと私が申し上げた状況からすれば、必ず国民経済が必要とするものですので、できれば早目に検討していただいて、現実のニーズに対応できる制度を用意していただけたらありがたいと思っております。

以上です。

伊藤座長 分りました。ありがとうございます。

ただいまの越委員の御発言も踏まえまして、やや委員の皆様には御無理を申し上げることになります。この研究会は当初は、今年末に最終的な取りまとめを行うことを予定しておったのですが、これまでの議論の状況を踏まえますと、大変申しわけありませんが、もうしばらくお付き合いいただいて議論を重ねざるを得ないかと思います。

恐縮でございますが、引き続き御協力をお願いできますでしょうか。ありがとうございます。

す。

それでは、引き続き御議論いただくということですが、次回の研究会につきましては事務方で調整をした上で改めて御連絡を差し上げるということにさせていただきますので、その点御了解いただければと存じます。

それでは、ほかに特に御発言がなければ本日はこれで終了とさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

どうもご苦勞さまでございました。

—了—